

憲法審査会の始動に反対し、改憲手続法（国民投票法）の廃止を求める声明

- 1 1月18日、通常国会が開会したが、自由法曹団は、本国会において憲法審査会を始動させることに強く反対し、改憲手続法（国民投票法）を廃止にすることを求める。
- 2 昨年11月、改憲に賛成する議員でつくる「新憲法制定議員同盟」（会長・中曽根康弘元首相）が審査会の活動開始を求める決議をあげ、本年1月10日には、憲法審査会規定の制定を急ぐよう参議院議長に申し入れを行うなど、憲法審査会の始動に向けた動きが報道されている。

しかし、改憲手続法に基づき衆参両院に設置された憲法審査会は、昨年7月の参院選での自民党・公明党の大敗の後、野党の強い反対で、組織や運営のルールを定める審査会規程の議決すら行えず、活動を開始できなかつたものである。これは、改憲が政治課題になる中で国民の憲法への支持が強まり、「戦後レジーム脱却」を叫んだ安倍政権が参議院選で歴史的敗北に追い込まれた結果である。憲法審査会を始動させることは、こうした国民の声に反するものにほかならない。

また、憲法審査会は、①会期と関係なく活動できる常設の機関であり、国会の会期制の原則に反すること、②両院の意見が分かれた場合、合同審査会や両院協議会を開いて意見のすり合わせをすることとされており、憲法が定めた両議院の平等原則に反すること、③合同審査会で実質的に基本的な事項が取り決められ、それが両院の憲法審査会においていくこととなれば、両院の独立性・自主性を損なうおそれがあることなど、その内容にも重大な問題がある。

しかも、憲法審査会では、憲法「改正」のための審議が進められ、改憲へのルールが敷かれ改憲への流れを一気に加速させることがねらわれている。憲法審査会が始動すれば、自衛隊の海外派兵の恒久化法の議論や集団的自衛権の行使をめぐる憲法解釈の変更の問題など、解釈改憲の舞台として機能するおそれもある。戦争するための改憲を促進しようとする流れを強める憲法審査会の始動は断じて許されない。

- 3 そもそも、改憲手続法には、①最低投票率の定めがない、②公務員・教育者に対する運動規制が盛り込まれている、③有料意見広告が野放しにされている、④議席数に応じて構成される広報協議会による改憲案 PR が無制限に認められる、などの重大な問題点が含まれている。こうした重大な問題点が生じるのは、同法に憲法の改正権者が主権者である国民1人1人であるという国民主権の視点が欠落しているからにほかならない。同法によって実施される国民投票では真に国民の意思を反映することはできない。こうした問題点は小手先の手直しで改善できるものではなく、改憲手続法は憲法96条の趣旨に反する欠陥法である。18項目にも及ぶ付帯決議でこれらの問題点等について今後検討することが確認されたこと自体、改憲手続法が欠陥法であることを如実に示している。
- 4 自由法曹団は、こうした国民の声に反する憲法審査会の始動に強く反対し、18項目にも及ぶ付帯決議のついた欠陥法案である改憲手続法の廃止を強く求めるとともに、憲法を守り活かすとりくみを強めるために尽力することを表明するものである。

2008年1月19日

自由法曹団